

## ◇市有地売却の流れ

### 物件一覧

	所在	面積(m <sup>2</sup> )	価格(円)	備考
1	長島町永田字城ヶ洞 332-278	319.86	8,700,000	
2	長島町永田字城ヶ洞 332-279	307.60	7,936,000	
4	長島町中野字乗越 1205-190	114.08	1,574,000	
5	明智町字片平 1063-63	715.53	4,079,000	
6	岩村町字菅沼 1667-30	476.20	5,429,000	

### 申込方法等

#### ○申込受付場所

恵那市役所総務部財務課管財係（市役所本庁舎3階）

#### ○申込提出書類

- (1) 市有財産応募申込書兼受付書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3条）
- (3) 委任状（代理人による応募の申込みをする場合に限る。様式第4号）

#### 【添付書類】

- ① 住民票、② 印鑑登録証明書、③ 住所地の市区町村税納税証明書
- ※ 連名の場合はすべての者の分

#### ○注意事項

- ・申し込みに係る費用は申込者の負担となります。
- ・郵送、電話、ファックス、メール等による申し込みはできません。

#### ○申込者の資格

- ・移住定住を希望する個人の方。
- ・応募は1人1物件です。
- ・不動産事業を営む者への譲渡はいたしません。
- ・その他「恵那市普通財産の売払いに関する要綱」による。

#### ○その他

- ・購入者には10年以内の建築条件があります。

- ・建築できなかつた場合は市が買い戻しますが、30%の違約金がかかります。

#### 売却の決定など

- (1) 物件毎に先着順にて売却を決定します。
- (2) 売却の決定後、14日以内に売買契約の締結を行います。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙は、当選者の負担となります。
- (4) 契約保証金として、売買代金の100分の10の金額を契約締結日まで  
に納付していただきます。
- (5) 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

#### 売買代金の納付

##### ○代金納付期限

契約締結の日から60日以内とします。

##### ○代金納付方法

売買代金から契約保証金を控除した金額を恵那市が発行する納付書により、恵那市指定金融機関及び恵那市収納代理金融機関で納付していただきます。

##### ○注意事項

売買代金を期限までに納付されなかつた場合は、契約を解除する場合があります。この場合、契約保証金はお返しできません。

#### 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金が完納されたときに、恵那市から購入者に移転するものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、恵那市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税などの一切の費用は、購入者の負担となります。